

安城市環境審議会について

1. 環境審議会とは

年次報告書や施策の進捗状況を調査審議する機関として、安城市環境基本条例第22条の規定に基づき設置しています。

【安城市環境基本条例】

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

2

2. 審議する内容

安城市の環境施策の方針について定めた「安城市環境基本計画」の進捗について、客観的に評価し、意見を述べる組織です。また、計画の策定や改定時には、方針や内容の案についても審議します。

【安城市環境基本条例】

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

3

3. 審議会委員の構成

審議会の委員は20人以内で組織されます。任期は2年です。有識者や関係団体の代表、公募市民等で構成します。

【安城市環境基本条例】

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、安城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

4